

---

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第15、議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例等の一部を改正する条例）の件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第38号は専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例等の一部を改正する条例）であります。

詳細は担当課長からご説明申し上げます。

（窓口税務課長 高橋和彦君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○6番（渡辺文彦君） 今回の改正の趣旨がよく分からないところもあるんだけど、この説明の中で、ふるさと納税のことを総務省は結構問題にしている、3割以内にすることによって6月以降対応されることになるわけだけど・・・、ここに3割ということが書かれているわけだけど、松崎町としては現行どれだけなのか。

また、域内でもって生産されたものってあるんだけど、域外から持ち込んで、それを域内でもって加工して販売する場合も、それは域内のものとして対象になるのか。その2点をまずお伺いしたい。

○窓口税務課長（高橋和彦君） 只今のご質問でございますが、ふるさと納税制度については、企画観光課が担当でございます。私の承知している範囲でお答えをさせていただきますのでご了承ください。

まず3割について、現行はいかがかというお話でございますが、現在・・・平成30年度中の値でございますが、35.9パーセントと承知をしております。ちなみに金額については、約2900万円でございます。

それから二つ目のご質問で、当該区域内においての部分でございますが・・・、ここが法令で示されたばかりでございまして、企画観光課の方とも話しをしておりますが、具体的な運用についてはまだ示されていない部分もあるようでございます。提供される役務その他についてということもございますので、その辺について今後明確なことが示されてくるものと思っております。

○6番（渡辺文彦君） 資料の2枚目なんですけどね、一番下に表があつて、1%と2%があるわけなんですけど、この1%とか2%がどういうことに対応しているのかよくかわからないので、この辺ちょっと説明をお願いします。

○窓口税務課長（高橋和彦君） この1%と2%についてでございますが、今現在は県税で自動車取得税という税金がございます。この自動車取得税についてが、これまでの改正において今年の10月から環境性能割という税金に変わっていくことが、既にこれまでの改正でされております。

環境性能割・・・、軽自動車税の一部になるわけですが、そのことについてでございます。1%と2%は現行における自動車取得税の税率です。結果これをいずれ軽自動車税が環境性能割として引き継いでいくことになりますので、それについての税率でございます。

○6番（渡辺文彦君） 今回、軽自動車対象になっているわけだけでも・・・、軽自動車税が町税になってくるもので大変重要な※※※※になってるんだけど、普通自動車税の対応というのは今後何か見通しは出てますか。

○窓口税務課長（高橋和彦君） 普通自動車税については、県税でございますのでお答えを控えさせていただきます。

○議長（藤井 要君） ほかに質疑はありませんか。質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に本案に対する賛成討論の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（松崎町税条例等の一部を改正する条例）の件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

---